

京都市立芸術大学学長任期規程

(平成25年5月10日理事長決定)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人京都市立芸術大学定款（以下「定款」という。）第12条第1項の規定に基づき、京都市立芸術大学学長（以下「学長」という。）の任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 学長の任期は、4年とする。

2 学長は再任されることができる。ただし、再任の場合の任期は2年とし、引き続き6年を超えることはできない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、決定の日から施行する。

(最初の学長の任期)

2 公立大学法人京都市立芸術大学の成立後最初の京都市立芸術大学の学長にこの規則を適用する場合においては、第2条第1項中「4年」とあるのは「2年」に、第2条第2項中「6年」とあるのは「4年」に読み替えるものとする。